

経済学科		教授	湯川 益英	大学院の授業担当 無
教育活動				
教育実践上の主な業績		年月日	概要	
1 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)				
1	教材選択、授業の進行計画や授業の組み立て、予習のさせ方など、授業の設計に関する工夫。	2012年度～2013年度 現在	各担当科目に共通して、事前に講義案と詳細な予習項目を提示(=配布)し、予習のためのマテリアルスを複数指示した上で、予習項目について、受講者に質問しつつ授業を展開している。 授業において欠落していた部分、授業においてさらなる展開があった部分、立法ないし判例によって新しい法形成がなされた部分については、補足資料や新展開についてのレジュメを、書面の形で、あるいはウェブ・サイト上にアップするという形で提供し、事後的に授業の補足・修正を行っている。 また、民法Ⅱにおいては、授業の終盤に、基礎的な問題演習を行い、当日の授業における受講者の理解を確認し、知識の定着を図った上で、重要項目についての授業が修了することに応用演習を行ない、その展開の仕方についての理解に努めている。なお、民事法総合演習、起案等指導においては、これに要件事実論・事実認定論の観点を付加した授業を行っている。 基礎演習においては、全般的にワーキング・グループによる作業時間を多めに採り、講者が協力して、相互補完的に授業理解がなされることを期待している。また、こうしたグループ活動が、コミュニケーション能力の向上に繋がることを期待している。	
			1年次の基礎演習においては、科目の性質上、実務教育に割く時間は相対的に少ないが、「訴状とは何か、答弁書とは何か、意見書とは何か」について概要を把握させた上で、ワーキング・グループでの作業および模擬裁判形式のロール・プレーを通じて、法的議論の在り方を経験させている。 また、刑事事件の裁判見学を行っている。 1年次の民事法文書作成の基礎Ⅱにおいては、授業前半で起案し、後半にそれを検討・議論し、反省するという形をとった。本授業は実務家教員の篠塚先生との共同授業であり、一般の基礎的な文書の作成方法、法律メモの作成について私が担当し、判例メモの作成をはじめ、法文書作成の重要部分を篠塚先生に担当していただいた。 なお、「基礎演習」と当科目の共通性に鑑みて、両者の連携を考えた授業運営を行った。例えば、判例検索(=基礎演習)→判例メモ作成(=民事法文書作成の基礎Ⅰ)、法情報収集(=基礎演習)→法律メモ作成(=民事法文書作成の基礎Ⅰ)、というように、両授業を連携させる運営を試みた。 「法律メモ」については、多義的な概念でもあったため、私の理解の足りない部分もあって、積極さを欠いた一面があったので、本年度は対象を限定した。一般文書の作成については、前年度と同じく、WGをうまく活用できたように思う。やはり、WGのメンバー内で、お互いに作成した文書を添削しあい、議論するという方法を採用したが、この点は、受講者個々が、自身の書いている文書の長所・短所を相対化し、再認識できた点で評価できると考えている。	

経済学科		教授	湯川 益英	大学院の授業担当 無
2	授業内容の選択や授業実施に当たり、司法制度改革審議会意見書にいう「理論教育と実務教育の架橋」を意識した取組。	2012年度～2013年度 現在	時間的には難しいかも知れないが、今後は、この方法を「法律メモ」作成の際にも、部分的に用いることを考えている。 なお、上記のように、第1回～4回までの授業においては、一般の文書を題材にして、いわばウォーミングアップを行ってきたが、この方針は継続しつつも、来年度からは、題材には、憲法や刑法の分かりやすい(比較的一般にもなじみがある)判例や論文を用いることも考えている。 このことは、受講者諸君から、直接にそういった要望を受けたこともあり、また、私自身も、1年次の憲法・刑法の基本科目の学びへの動機付けとして、相当の意義があると考えている。 1年次の民法Ⅱにおいては、理論的な側面を重視し、法実践との連関については、必要な限りで、実体法規範と訴訟手続きとのつながりについてコメントし、また、判例・裁判例を紹介する際に、要件事実や事実認定の問題に簡単に触れるに止まっている。 3年次民事法総合演習においては、判例・裁判例の分析、オリジナルの問題演習を通じて、判例・裁判例における事実認定のあり方、抽象的な法規範が法実践においていかに具体的な展開をみせるのかを確認することに重点を置いている。 具体的には (1)それぞれのケースが内在している基礎理論の抽出 (2)広義の民事法レベルでの論点の抽出 (3)一審・二審との比較・検討[(1)・(2)について] (4)類似する判例・裁判例との比較。検討[(1)・(2)について] (5)事実および争点の整理 (6)要件事実の視点 (7)事実認定のあり方とその当否 (8)私見の明確化 という過程で、レジュメの作成、口頭での報告、議論、その成果の確認を行っている。昨年度の民事法総合演習Ⅶにおいては、実務家教員と協同して、法実践の視点を重視した模擬裁判形式の授業も相当数行った。 3年次の起案等指導Ⅱにおいては、扱う分野を限定(債務不履行責任法、瑕疵担保責任法、賃貸借契約法、請負契約法および関連分野に限定)した上で、「テストと授業」方式を導入し、「授業時間中に書く」ことを重視した授業運営を行った。 また、授業前半において起案し、後半にそれを検討・議論し、反省するという形をとった。その際、受講者の個別指導を徹底し、とくに答案の添削は十全に行った。内容的には、法実務との連関を意識しつつ、実体法の観点からのアプローチとともに、事実認定・要件事実の観点からのアプローチを重視した。 上記のように、毎回、授業時間前半(60分)をつかって起案し、後半(40分)で、質疑応答、検討、解説をするという形をとった。次期からは、この時間配分について、例えば、授業1回分(100分)を使って起案し、次回授業で質疑応答、検討、解説を行うというあり方も採用してみたい。それによって、少々厚みのある資料・マテリアルを使った起案と、それへの対応の演習が可能になると思われる。 2011年秋季学期は、参加者3名の授業であったので、それぞれの個性(実力や弱点)に応じた実地指導が可能であったが、受講者数によっては、今後、例えば、宿題レポートを使うなど、授業方法に工夫が必要になるかも知れない。	

経済学科		教授	湯川 益英	大学院の授業担当 無
3	授業に当たり、学生に考える力や議論する力をつけさせるための工夫、方法、効果。	2012年度～2013年度 現在	各科目共通に、授業においては学生間での議論を誘引し、私自身もそれに加わるようしている。授業進行の予定もあるので、それに十全な時間がとれているとはいえない。 また、問題演習などを通じて、既に学んだ知識を使って新たな問題を解決するための能力の養成を意識している。これらがどの程度の効果をあげているのかについては、いまだ確信がないが、授業評価アンケートの結果を省みて、良い感触はもっている。 なお、基礎演習、民事法総合演習においては模擬裁判形式の授業を数回おこない、法的議論の在り方について実体験をもって学び、その実力の養成に努めている。	
4	授業を進めるに当たり、学生の理解度をチェックする方法等。	2012年度～2013年度 現在	対話・議論形式の授業を行っているので、授業の際の受講者とのやりとりによつて、学生の理解度の把握に努めている。また、毎回の授業の終盤に基礎的な問題演習を行っており、さらに中間テスト・小テストを適時に実施している。	
5	授業後の学生の理解のフォローの実施、レポート、オフィスアワー等に関する工夫。	2012年度～2013年度 現在	主として授業直後の待機時間を使って、学生からの質問に対応している。また、小レポートや小テスト、コミュニケーションペーパーなどを使って、学生との意思疎通を図り、学生の理解のフォローに努めている。 なお、中間試験・期末試験については、それが単に成績評価の対象となるに止まることなく、その後の学修の指針となり、学生の実力の向上に繋がるように、書面および口頭で(授業内で)詳細な事後解説を行なったうえで、それについての反省と検討・議論の場を設けるようにしている。 なお、民法Ⅱ、民事法総合演習Ⅲ-bにおいては、中間テストと小レポートについて、その評価が60点を下回る者については、個別に面談し、答案の書き直し→再提出をさせ、個々の学生の到達度を確認と併せて、答案の書き方についても指導している。	
2 作成した教科書、教材、参考書				
1	判例プラクティス民法Ⅱ(共著)	2010年6月	信山社	
2	民法講義・前哨(増補・改訂版)(単著)	2010年4月	開成出版	
3	ケースメソッド民法Ⅰ[総則](改訂・補正版) 執筆部分:第Ⅵ章・意思表示その他(共著)	2009年11月	不磨書房(信山社)	
4	財産法講義案①—民法序説・物権法・消費者私法—(改訂・増補版)(単著)	2009年9月	開成出版	
5	財産法講義案②—債権＝債務法・保険契約法—(改訂・補正版)(単著)	2009年4月	開成出版	
6	民法講義・前哨(改訂版)(単著)	2007年4月	開成出版	

経済学科		教授	湯川 益英	大学院の授業担当 無
7	ハイブリッド民法2 物権法・担保物権法 (共著)	2007年4月	法律文化社	
8	マルシェ債権各論(共著)	2007年4月	嵯峨野書院	
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
4 その他教育活動上特記すべき事項				
学会等および社会における主な活動(学外の委員、役職等)				
年月日		活動内容		
～現在		日本私法学会		
～現在		日本法社会学会		
～現在		日本労務学会		
～現在		日本マンション学会		
～現在		臨床法学教育学会		
～現在		厚生労働省山梨労働局個別労働紛争調整委員会副会長		
～現在		山梨県弁護士会綱紀委員会委員		
～現在		山梨大学医学部医療事故調査委員会委員		
～現在		甲府市消費者問題懇話会会長		
～現在		山梨県男女共同参画審議会委員		
～現在		山梨県男女共同参画審議会条例制定委員会委員		
その他				